

AI自律発明の特許保護：議論の全体像と「発明者適格」vs「成果の保護」の法的峻別

2026年の最高裁決定により「現行法上、AI自体は発明者になれない」という主体的論点には決着がつきました。
現在は、AIが生み出した技術的成果を特許で保護すべきかという客体的論点に焦点が移っており、巨額の治験投資を回収したい製薬業界と、海外巨大テックによる特許独占を警戒する電機・自動車業界の間で意見が対立しています。

主体的論点：AI自体を発明者と認めるか（法的判断の確定）



最高裁判所決定により「発明者は自然人に限る」と判例確定

AIには権利能力がなく、当業者概念の崩壊を防ぐため主体的地位は全面的に否定された。



現行法下では「AI利用発明」としてツール利用の自然人を保護

プロンプト設計や実験検証で重大な貢献をした人間を柔軟に発明者認定して対応する。



完全自律発明における「将来の立法論」アプローチ

AIを発明者にせず、環境構築や投資を行った企業・個人へ直接権利を帰属させる制度設計。

客体的論点：AI生成成果の特許保護と業種間の対立構造

積極派（製薬）vs 慎重派 （電機・IT・自動車）の鮮明な意見対立

開発投資の回収を重視する製薬と、海外勢の特許乱発・独占を警戒する他業界で真っ二つ。



製薬



電機・IT・自動車



防御的論点（引用発明・先使用权）における強固な産業界コンセンサス

AI生成物の先行技術化（他人の特許排除）や自社の事業継続を守る先使用权の適用では一致。